

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：矢作建設工業株式会社
(法人番号6180001018506)
業者の住所：愛知県名古屋市東区葵3-19-7
- 2 指名停止措置期間：令和2年6月22日から
令和2年7月 5日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 矢作建設工業株式会社の社員は、令和元年8月16日、名古屋市中区のマンション建設現場で、台風の接近前に強風対策でクレーンのアームをワイヤで台座に固定させる際、誤った箇所にワイヤを取り付けたため、アームが折れ作業員が巻き込まれて死亡したとして、令和2年5月8日、名古屋簡易裁判所から業務上過失致死罪で罰金刑の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

指名停止措置要領付表第1第8号「抜粋」

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上2月以内</u>